

群馬県強い農業づくり交付金等交付要綱 新旧対照表

改正後 群馬県強い農業づくり交付金等交付要綱					改正前 群馬県強い農業づくり交付金等交付要綱				
第1～12 【略】					第1～12 【略】				
附則 【略】					附則 【略】				
<p><u>附則</u></p> <p>1 この要領は、平成27年2月3日から施行する。</p>					<p><u>【追加】</u></p>				
別表1					別表1				
区分	経費	交付率 (補助率)	重要な変更		区分	経費	交付率 (補助率)	重要な変更	
			経費の配 分の変更	事業の内 容の変更				経費の配 分の変更	事業の内 容の変更
1 産地競争力の強化	<p>1 <u>産地収益力</u>の強化に向けた総合的推進に要する経費 (土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、環境保全型農業、畜産周辺環境影響低減、地球温暖化対策、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、青果物広域流通システム構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、「強み」のある産地形成に向けた体制整備)</p> <p>以下の事業が実施できるものとする。 (1)整備事業 ア、イ 【略】 ウ 耕種作物共同利用施設整備 (ア)～(シ)【略】 <u>【削除】</u> エ 畜産物共同利用施設整備 (ア)～(オ)【略】 <u>【削除】</u> (カ)【略】</p> <p><u>2 産地合理化の促進</u> 以下の事業が実施できるものとする。 (1)穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用 (2)集出荷貯蔵施設等再編利用 (3)農産物処理加工施設等再編利用 (4)食肉等流通体制再編整備 (5)国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化 (6)乳業再編等整備 ア 効率的乳業施設整備 イ 集送合理化等推進整備</p>	【略】	<p>1 経費の欄に掲げる<u>1～3と4の間の</u>経費の流用</p> <p>2【略】</p>	<p>1 産地競争力の強化</p> <p>1 <u>産地競争力</u>の強化に向けた総合的推進に要する経費 (土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、<u>産地地消</u>、<u>環境保全</u>、畜産周辺環境影響低減、<u>地球温暖化対策</u>、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、<u>穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用</u>、<u>集出荷貯蔵施設等再編利用</u>、<u>農産物処理加工施設等再編利用</u>、国産原材料サプライチェーン構築、青果物広域流通システム構築、「強み」のある産地形成に向けた体制整備)</p> <p>以下の事業が実施できるものとする。 (1)整備事業 ア、イ 【略】 ウ 耕種作物共同利用施設整備 (ア)～(シ)【略】 <u>(ス)バイオディーゼル燃料製造供給施設</u> エ 畜産物共同利用施設整備 (ア)～(オ)【略】 <u>(カ)離農跡地・後継者不在経営施設</u> (キ)【略】</p> <p><u>2 国内産いもでん粉工場再編合理化の推進</u> 以下の事業が実施できるものとする。 (1)国内産いもでん粉工場再編整備 (2)国内産いもでん粉工場の合理化</p>	【略】	<p>1 経費の欄に掲げる<u>1～4から5への</u>経費の流用</p> <p>2【略】</p>			

	<p><u>3 産地リスクの軽減</u> <u>以下の事業が実施できるものとする。</u> <u>(1)地球温暖化対策(気候変動リスク軽減)</u> <u>ア 耕種作物小規模土地基盤整備</u> <u>(ア)ほ場整備</u> <u>(イ)暗きょ施工</u> <u>(ウ)土壌土層改良</u> <u>イ 産地管理施設</u> <u>ウ 農作物被害防止施設</u> <u>エ 生産技術高度化施設</u> <u>オ 種子種苗生産関連施設</u> <u>(2)地球温暖化対策(土壌劣化リスク軽減)</u> <u>ア 耕種作物小規模土地基盤整備</u> <u>(ア)暗きょ施工</u> <u>(イ)土壌土層改良</u> <u>イ 用土等供給施設</u> <u>ウ 生産技術高度化施設</u> <u>エ 有機物処理・利用施設</u> <u>(3)資材高騰等のリスク軽減</u> <u>ア 耕種作物小規模土地基盤整備</u> <u>(ア)ほ場整備</u> <u>(イ)暗きょ施工</u> <u>(ウ)土壌土層改良</u> <u>イ 産地管理施設</u> <u>ウ 生産技術高度化施設</u> <u>エ 有機物処理・利用施設</u> <u>オ 油糧作物処理加工施設</u> <u>カ バイオディーゼル燃料製造供給施設</u> <u>(4)環境保全(小規模公害防除)</u> <u>(5)環境保全(農業廃棄物の再生処理)</u></p> <p>【削除】</p>					<p><u>3 乳業再編等整備</u> <u>以下の事業が実施できるものとする。</u> <u>(1)効率的乳業施設整備</u> <u>(2)集送乳合理化等推進整備</u> <u>ア 大型貯乳施設整備</u> <u>イ 需給調整拠点施設整備</u></p> <p><u>4 経営資源有効活用の推進</u> <u>果樹、茶、施設園芸、離農跡地・後継者 不在施設の</u> <u>有効活用</u></p> <p><u>以下の事業が実施できるものとする。</u> <u>(1)整備事業</u> <u>ア 農産タイプ</u> <u>(ア)優良品種系統等への改植。高接</u> <u>(イ)鉄骨ハウスの補改修</u> <u>イ 畜産タイプ</u> <u>(ア)飼養管理施設の補改修</u> <u>(イ)家畜整備</u></p>			
2~3 【略】	<p><u>4 市町村附帯事務費</u> <u>【略】</u></p>	【略】	【略】	【略】	2~3 【略】	<p><u>5 市町村附帯事務費</u> <u>【略】</u></p>	【略】	【略】	【略】

【削除】

別表2

区分	経 費 等
1 産 地 競 争 力 の 強 化	1 交付金実施要綱別表1のIのメニューの欄に掲げる整備事業のうち、以下の事業の実施に要する経費 (1) 稲(種使用を除く。)を対象とした共同育苗施設を中山間地域等(総合食料局長及び生産局長が別に定める地域をいう。以下同じ。)以外の地域において整備する場合 (2) 野菜を対象とする省エネルギー型のモデル温室のうち内部設備を設備する場合 (3) 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、乾燥調製後の生産物の処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合 (4) 米(種子用を除く。)を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集塵じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合 (5) 野菜を対象とする省エネルギー型のモデル温室のうち温室本体を整備する場合 (6) 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合 (7) 共同利用機械整備のうち、土壌・土層改良用の農業用機械を土壌機能増進対策事業に基づいて不良土壌改善のために導入する場合 (8) 飼料増産及び飼料基盤活用の促進に係る条件整備事業を実施する場合 (9) 食肉等流通体制整備のうち県域団体が事業を実施する場合